

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定の再延長等について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記件につきまして、令和2年6月29日付、令和2年10月9日付、令和3年1月15日付、令和3年4月26日にて既にご案内させていただいておりますが、この度、**令和3年8月から令和3年12月までの間に**新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例措置が講じられることになりました。

また、**「定時決定の保険者算定」により現状に適した標準報酬月額に改定（決定）できる**ようになりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、「標準報酬月額の特例について」（別添1）をご参照のうえ、被保険者の皆様方にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※送付書類

- 標準報酬月額の特例について・・・（別添1）
- 被保険者報酬月額変更届（特例）
【令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合】・・・（別添2）
- 被保険者報酬月額変更届（特例）
【8月報酬による定時決定の場合】・・・（別添3）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書
（月額変更届【特例】用（令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合・令和3年8月報酬による定時決定の場合））
・・・（別添4）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書（月額変更届【特例】用（令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合・令和3年8月報酬による定時決定の場合））・・・（別添5）
- 被保険者報酬月額変更届（特例）【休業が回復した場合】・・・（別添6）

※ 送付書類（別添2～6）につきましては、当組合のホームページ [書類ダウンロード](#) → [適用関連](#) → [年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」](#) よりダウンロードできます。

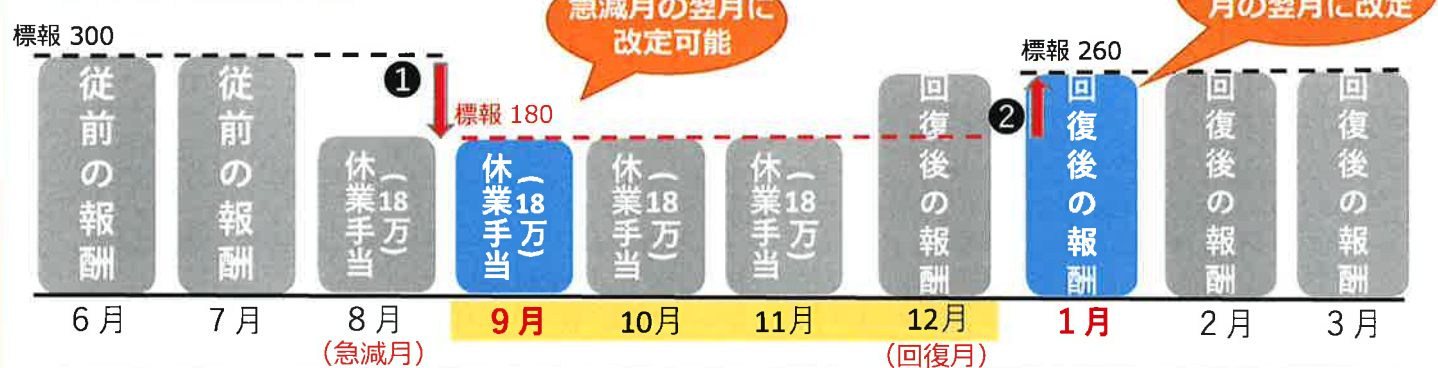
ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がる場合 「特例改定の延長」又は「定時決定の保険者算定」 により現状に適した標準報酬月額に改定（決定）できます。

（1）「特例改定の延長」

- ① 急減月（令和3年8月から同年12月までの間の1か月で、休業により報酬が著しく低下した月）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、**急減月の翌月**から、標準報酬月額を改定できます。
- ② 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、**回復月の翌月**から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

■ 特例改定の延長（例）



【ポイント】

- ・これまでの特例改定と同様、急減月の翌月から標準報酬月額を改定（降級）することができます。また、休業が回復した場合の改定（昇級）は、2年8月以降を急減月として特例改定を受けた場合の取扱いと同様、回復月の翌月に改定します。
- ・「急減月」、「休業」、「休業が回復した月」の考え方についても、これまでと同様です。

対象となる方

3年8月以降、休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、**3年8～12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**（固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。）
- 本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している方**
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額が算出されることへの同意を含みます。)
- 定時決定の保険者算定（詳細は裏面参照）の適用を受けていない方**

対象となる保険料

- 3年8月から12月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その**翌月以降の保険料が対象**となります。

FAQ

- Q1** 3年8月から12月を急減月とした特例改定について、届出期限はありますか。また、遡及して届出は行えますか。
- A1** 3年8月から12月を急減月とした特例改定は、3年9月1日から4年2月28日までが届出の受付期間です。それまでの間に、届出を行っていただければ、急減月の翌月の標準報酬月額を遡及して改定することが可能です。
- Q2** 3年7月以前を急減月とした特例改定を行ったことがあるのですが、3年8月から12月を急減月とした特例改定の届出はできますか。
- A2** 2年4月から7月まで、2年8月から3年7月まで、3年8月から12月までを急減月とする特例改定は、それぞれの期間において一度限り行うことが可能とされています。したがって、届出は可能です。

(2)「定時決定の保険者算定」【令和2年6月～3年5月を急減月として特例改定した方に限る取扱い】

- 届出により、令和3年8月の報酬（総額）を基礎として算定した標準報酬月額を、**3年の定時決定に係る保険者算定の算定額**として決定することができます。
- 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、**回復月の翌月**から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

■ 定時決定の保険者算定（例）



【ポイント】

- ・2年6月～3年5月を急減月として特例改定した方に限る取扱いで、2年4月～5月を急減月として特例改定した方を対象に設けられた昨年の定時決定の保険者算定の特例と同様の取扱いとなります。
- ・上記の例では、7月1日に一時帰休が解消していないことから、休業手当が支払われた月を含め（4～6月）の報酬により定時決定されます。 ※ 通常の定時決定では、標準報酬月額（220）で決定されます。ただし、8月の報酬で算定した標準報酬月額（180）が、定時決定の標準報酬月額（220）より2等級以上低いため、定時決定の保険者算定を行うことで、8月の報酬より算定した標準報酬月額（180）で定時決定することができます。

対象となる方

2年6月～3年5月を急減月として特例改定を受けた方の定時決定の保険者算定（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、2年6月から3年5月までを急減月として特例改定を既に受けた方
- 8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、定時決定で決定される9月の標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 定時決定における保険者算定の特例を行うことについて本人が書面により同意している方

FAQ

Q1 定時決定による標準報酬月額と比較して、8月における報酬の総額に基づく標準報酬月額が2等級以上低い等のすべての要件に該当する場合は、必ず定時決定の特例の届出を行う必要がありますか。

A1 必ずしも定時決定の特例の届出を行う必要はありません。（届出は任意）
届出がない場合は、通常の定時決定に基づいて標準報酬月額を決定することになります。

Q2 2年の定時決定において、特例改定に係る保険者算定の特例の届出を行いましたが、3年の定時決定においても保険者算定の特例の届出を行うことはできますか。

A2 2年の定時決定における特例の届出を行った場合でも、今回の特例の届出は可能です。なお、3年8月までに、休業が回復した際の届出を既に行っている場合については、今回の特例の届出はできません。

(1),(2)の申請手続について

- 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し〇〇健康保険組合に申請してください。
※(1)①に該当する方は「令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合」の月額変更届を、(2)①に該当する方は、「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届を、(1)②及び(2)②に該当する方は、「休業が回復した場合」の月額変更届を使用してください。

様式コード
2 2 2 1 2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号: _____

事業所所在地: _____

事業所名称: _____

事業主氏名: _____

電話番号: _____

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒 _____

特例

令和3年8月～令和3年12月
を急減月とする場合

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遺及支払額		⑩ 備考		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額				
1	健	厚	千円	千円	年	月	年	月	円	円	⑭ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
2	健	厚	千円	千円	年	月	年	月	円	円	⑭ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
3	健	厚	千円	千円	年	月	年	月	円	円	⑭ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
4	健	厚	千円	千円	年	月	年	月	円	円	⑭ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
5	健	厚	千円	千円	年	月	年	月	円	円	⑭ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和3年8月から令和3年12月までを急減月とする場合)について記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」を必ず添付してください。(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、令和3年8月から令和3年12月までのいずれかの月に報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額算定の特例」による特例改定を行う場合にご提出いただくものです。

- ・この届書を提出いただく特例改定の対象となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
 - (1)事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月（令和3年8月から令和3年12月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）が生じた者である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - (2)急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
 - (3)特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ※ 上記による本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下していれば該当します。
 - ・急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
 - ・急減月及びその前2か月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）の場合で、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、令和3年9月分以降の保険料となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要となります。

記入方法

提出者記入欄

：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	--	--	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
 【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 ③ 5-630503
 【記入例】 昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
 「③給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : 急減月をご記入ください。
 また、あらかじめ「2.降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
- ⑧遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
 本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
 ※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 記載は不要です。
- ⑮平均額 : 記載は不要です。
- ⑯修正平均額 : 急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。
 ※ただし、急減月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
- ⑰個人番号 (基礎年金番号) : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考 : 「1.70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
 この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
 「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
 「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
 「5.健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
 「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、「特例改定(申立書1の①に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。
- ・同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。

様式コード
2 | 2 | 2 | 1 | 2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

【定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料】

提出者記入欄
事業所整理記号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

特例
8月報酬による定時決定の場合
社会保険労務士記載欄
氏名等

受付印

Table with 5 main rows (項目名 1-5) and multiple columns for insurance details, including fields for employee ID, name, birth date, and various payment amounts (e.g., ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月報酬月額, ⑦昇(降)給).

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(8月報酬による定時決定の場合)について記載してください。
※ この届書には、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の変更に係る申立書」を必ず添付してください。(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

月額変更届【特例】用

(令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合)
(令和3年8月報酬による定時決定の場合)

年金事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定・決定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

 以下のすべての項目に該当しています。

- 1 特定の対象となる被保険者は、以下のいずれかに該当していることを確認しています。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していること。

※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。
 - ② 令和2年6月から令和3年5月を急減月として「報酬月額の算定の特例」による改定を受けており※、令和3年8月の報酬の総額が、令和3年9月から適用される定時決定で算定される標準報酬月額より2等級以上低いこと。ただし、既に休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された者を除く。

※ 令和2年度において「報酬月額の算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた場合を含みます。
 - 2 特例の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定・決定すること及び改定・決定内容について、書面により同意を得ています。

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。
 - 3 特例の対象となる被保険者について、これまでに令和3年8月から令和3年12月を急減月とした「報酬月額の算定の特例」による届出を行っていません。
 - 4 特例の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。
 - 5 改定・決定後、休業が回復した月※に支給された報酬が、改定・決定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。

また、そのことについて、特例の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。
- 【組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合】
- 6 健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所整理記号	—
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

参考様式

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書
 (月額変更届【特例】用(令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合
 ・令和3年8月報酬による定時決定の場合))

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定・決定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定・決定月」という。)から標準報酬月額が改定・決定され、改定・決定月分から次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(表中の事項は事業主が記載)

給与 支給月	報酬月額			改定・決定 年月 (給与支給月 の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計(①+②)	
年 月	円	円	円	年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合には、事業主から保険料の返還があります。

- 2 改定・決定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 休業が回復した月※に支給する報酬が、本特例による改定・決定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、回復した月の翌月に月額変更届による届出を行うこととなること。
- ※ 休業が回復した場合とは、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある場合をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の改定・決定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
 事業所において、届出日から2年間は保存してください。

様式コード
2 2 2 1 2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄
事業所整理記号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

特例
休業が回復した場合
社会保険労務士記載欄
氏名等

受付印

Table with 5 main rows (1-5) and multiple columns for employee details, salary, and insurance amounts. Includes a '項目名' (Item Name) column on the left.

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に休業が回復した者の届出について記載してください。
※ この届書には、添付書類は必要ありません。

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額算定の特例」に該当した者が、その後に休業が回復した場合にご提出いただくものです。

- この届書を提出いただく特例改定の対象となるのは、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当した場合となります。
 - (1) 以下の1または2の特例改定を受けた者である場合。
 - (2) 休業が回復した月における報酬の総額に該当する標準報酬月額が、特例改定による改定後の標準報酬月額より2等級以上上昇している場合。
 - *「休業が回復した月」とは、報酬支払基礎日数が17日以上ある状態をいいます。(この場合の日数には、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含まない。)
 - (特例1) 令和2年8月から令和3年12月までの間に急減月*が生じた者についての特例(以下の①から③のすべてに該当する者が対象)
 - * 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位の休業を含む。)させたことにより、報酬が著しく低下した月をいいます。
 - ① 令和2年8月から令和3年7月までのいずれか1か月が急減月である場合。または令和3年8月から令和3年12月までのいずれか1か月が急減月である場合。
 - ② 急減月に支払われた報酬の総額(1か月分)に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
 - (特例2) 令和2年6月から令和3年5月を急減月として特例改定を既に受けた者についての特例(以下の①から③のすべてに該当する者が対象。)
 - ① 令和2年6月から令和3年5月までを急減月として、特例改定を既に受けた場合*。ただし、既に休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された者を除く。
 - *令和2年度において「報酬月額算定の特例」による特例改定(8月の報酬による定時決定)を受けた場合を含む。
 - ② 令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べて、2等級以上低い場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ※ 上記(1)及び(2)に該当した場合の特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- 休業が回復した月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - 基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額より2等級以上上昇していれば該当します。
- この届書の対象となる保険料は、上記要件に定める特例改定が行われた時期に基づき、次のとおりとなります。
 - (1) 令和2年8月から令和3年5月までを急減月として特例改定を行った場合は、令和3年8月までの保険料。
 - (2) 令和3年6月から令和3年12月を急減月として特例改定を行った場合は、令和4年8月までの保険料。

記入方法

提出者記入欄

※ 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 ③ 5-630503
【記入例】 昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
*「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : あらかじめ「1. 昇給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
- ⑧遡及支払額 : 休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 休業が回復した月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 記載は不要です。
- ⑮平均額 : 記載は不要です。
- ⑯修正平均額 : 休業が回復した月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。
※ただし、休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
- ⑰個人番号(基礎年金番号) : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、「休業回復(申立書5に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。
- 同一の者が本特例改定の届出を複数行ったり、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。